

東京都公安委員会告示第 2,631 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 7 月 17 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

大阪府茨木市郡5丁目30-13 株式会社シグマ建設	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260417-428569)
千葉県市川市南大野3丁目8-5-311 高峯 涼樹	放置違反金納付命令書 (第 30-108-260417-203481)
栃木県宇都宮市上横田町1338-15 メゾンマスブチ205 浅川 芳夫	放置違反金納付命令書 (第 30-325-260312-203677)
埼玉県川口市前川3丁目11-8-201 UNLU EMINE	放置違反金納付命令書 (第 30-332-260305-204828)
東京都新宿区百人町2丁目5-8 フェリシータ戸山201 田中 俊一	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260214-207709)
東京都江東区塩浜2丁目18-2 スカイメディア 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260430-414024)
東京都新宿区北新宿3丁目34-12 松濤マンション301 MUMINOV JAVLONBEK NURMATJON UGLI	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260413-204775)
東京都豊島区池袋2丁目52-3-1502 周 昂	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260302-202504)
千葉県流山市平和台3丁目2-12-404 小山 豊	放置違反金納付命令書 (第 30-556-260428-201548)
愛知県豊橋市神野新田町字ハノ割11 リパティB105 高田 龍次	放置違反金納付命令書 (第 30-670-260415-205803)
東京都江戸川区南葛西4丁目22-11 株式会社愛's Country	放置違反金納付命令書 (第 30-771-260428-205005)
東京都大田区石川町2丁目26-1 ナイスアーバン石川台208 株式会社ABLE T・K HOME	放置違反金納付命令書 (第 30-878-260325-444096)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

千葉県野田市清水636-2

郎 浩翔

督促状 (第 30-108-260408-430321)

東京都大田区西蒲田7丁目43-7-501

市川 重多

督促状 (第 30-222-251107-102336)

東京都大田区西蒲田7丁目43-7-501

市川 重多

督促状 (第 30-222-251204-412059)

埼玉県新座市片山3丁目8-6

北村 慶太

督促状 (第 30-326-260306-201295)

茨城県稲敷郡美浦村土屋3127-69

ELARA PANABOKKE ERANDA RUKMAN KUMARA PANABOKKE

督促状 (第 30-554-260220-440260)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。